

農山漁村地域整備計画の評価（事前評価）

| | | | |
|---|--|------|---------------|
| 計画の名称 | 高知県農業農村整備計画（第2期） | | |
| 計画策定主体 | 高知県 | 計画期間 | 平成27年度～平成31年度 |
| 対象市町村 | 高知市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、四万十市、香南市、 香美市、安芸郡東洋町、安芸郡安田町、安芸郡芸西村、高岡郡佐川町、 高岡郡四万十町 | | |
| 計画目標 | <p>①多様な担い手の確保・育成と持続的な農業の展開 ・良好な営農条件の確保 (・地域の中心となる経営体への農地集積を推進)</p> <p>②農業生産資源の保全管理 ・農業水利施設の戦略的な保全管理を推進</p> | | |
| 定量的指標 | <p>①水田のほ場整備率 46.9% (H25) →48.3% (H31)</p> <p style="text-align: center;">〔 関連事業：ほ場整備実施地区における地域の中心となる経営体への農地集積率 75%以上 ※対象は、H25以降着手地区 〕</p> <p>②基幹的農業水利施設の機能保全計画策定率 80% (H26) →100% ※対象は、県営土地改良事業で造成した排水機場や頭首工等の点的施設のうち耐用年数を超過した施設</p> | | |
| 整備計画の事前評価（評価項目） | | | |
| (1) 目標の妥当性 | | | |
| ①関連計画との整合性 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 本県農業の成長戦略である「第2期高知県産業振興計画」に掲げる「本県農産物の高付加価値化」、「中山間地域の農業・農村を支える仕組みを強化」及び「新たな担い手の確保・育成と経営体の強化」の実現を下支えする農業農村整備の方針としてH26.3に策定した「高知県農業農村整備推進方針」に位置付けた①多様な担い手の確保・育成と持続的な農業の展開及び②農業生産資源の保全管理を目標として設定。 | | | |
| ②地域の課題との整合性 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化の進行に伴う担い手不足や農業水利施設の老朽化に伴う農業生産条件の悪化は、地域農業を維持・発展していくうえで喫緊の課題であり、早急な対策が必要である。 | | | |
| (2) 整備計画の効果・効率性 | | | |
| ①定量的指標との整合性 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 「多様な担い手の確保・育成と持続的な農業の展開」の指標として、区画整理の実施による水田のほ場整備率を設定。 ・ なお、ほ場整備実施地区における地域の中心となる経営体への農地集積率を設定。 ・ 「農業生産資源の保全管理」の指標として、基幹的農業水利施設の機能診断に基づき機能保全計画策定率を設定。 | | | |
| ②事業効果の評価 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標を達成するために必要な事業地区で整備を推進する。 ・ 費用対効果分析を実施し、B/Cが1以上発揮する事業地区で整備を推進する。 ・ 水利施設整備事業（ストックマネジメント事業）は、機能保全計画に基づき計画的・効率的な施設の長寿命化を図る事業地区で推進する。 | | | |
| (3) 整備計画の実現可能性 | | | |
| ①事業執行環境 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業地区における市町村や土地改良区等の関係者とは、基本的な事項について合意形成しており、円滑な事業執行の環境は整備されている。 | | | |
| ②地元の機運 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業地区のニーズに沿った整備を推進するものであり、地元の機運は高い。 | | | |
| 整備計画の事前評価結果・意見 | | | |
| 本整備計画は、「目標の妥当性」「効果・効率性」「実現可能性」とも妥当な計画である。 | | | |

農山漁村地域整備計画の評価（事前評価）

| | | | |
|---|--|-------------|---------------|
| 計画の名称 | 高知県農業水利施設活用小水力発電施設整備計画 | | |
| 計画策定主体 | 高知県 | 計画期間 | 平成26年度～平成28年度 |
| 対象市町村 | 南国市、香美市 | | |
| 計画目標 | <p>○ 農業用水路が有する多面的機能の持続的発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用水路を管理する土地改良区において、老朽化に伴う維持補修費の増加や、農業者の離農等に伴う組合費の減少が進行する中で、土地改良区自らが農業用水路を利用した小水力発電を導入し、その売電収入を施設の維持管理（補修等）に充当することで、農業用水路を健全な状態で維持し、農業用水の安定供給を図る。 ・ また、併せて農業用水路が発揮する水質浄化や洪水防止等の公益的機能の維持確保を図る。 | | |
| 定量的指標 | ○ 農業用水の安定供給（かんがい農地A=1,700ha） | | |
| 整備計画の事前評価（評価項目） | | | |
| (1) 目標の妥当性 | | | |
| ① 関連計画との整合性 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 本県農業の成長戦略である「第2期高知県産業振興計画」では、「本県農産物の高付加価値化」、「中山間地域の農業・農村を支える仕組みを強化」及び「新たな担い手の確保・育成と経営体の強化」を戦略の柱に掲げており、その実現には農業生産を下支えする農業用水の安定供給が不可欠である。 | | | |
| ② 地域の課題との整合性 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化に伴う維持補修費の増加や、農業者の離農等に伴う組合費の減少は、地域農業及び水路の公益的機能を維持していくうえで喫緊の課題であり、早急な対策が必要である。 | | | |
| (2) 整備計画の効果・効率性 | | | |
| ① 定量的指標との整合性 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備計画の目標は、小水力発電による売電収入を施設の維持管理（補修等）に充当することで、農業用水路を健全な状態で維持し農業用水の安定供給を確保するものであることから、「農業用水を安定供給する農地面積」を指標として設定する。 | | | |
| ② 事業効果の評価 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 小水力発電事業を導入することで農業用水路が有する多面的機能を持続的に維持発揮する。 | | | |
| (3) 整備計画の実現可能性 | | | |
| ① 事業執行環境 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施主体（山田堰筋土地改良区）及び関係市（南国市・香美市）とは、基本的な事項について合意形成しており、円滑な事業執行の環境は整備されている。 | | | |
| ② 地元の機運 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 小水力発電整備の実施に対する地元（土地改良区）の機運は高い。 ・ また、土地改良区の総代会で、小水力発電整備の実施及び事業計画に関することについての議決を得ている。 | | | |
| 整備計画の事前評価結果・意見 | | | |
| 本整備計画は、「目標の妥当性」「効果・効率性」「実現可能性」とも妥当な計画である。 | | | |